表 15 サービスの基準のイメージ (例)

	訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準							
		現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)				
訪問型サービス		・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・従事者 必要数				
ビスの基準	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品				
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供				

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

通所型サービス(第一号通所事業)の基準

		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)	
通所型サービスの基準	人員	 管理者※ 常勤・専従1以上 生活相談員 専従1以上 看護職員 専従1以上 介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上(生活相談員・介護職員のI以上は常勤) 機能訓練指導員 1以上 機能訓練指導員 1以上 職務に従事可能。 	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従 事可能。	・従事者 必要数	
	設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品	
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

- ① 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス
 - このサービスに係る指定事業者の指定に当たっては、国が示す介護予防訪問介 護等に相当するサービスの基準による。

改正法附則第 13 条の経過措置に基づき総合事業の指定を受けたとみなされる 事業者に対しては、国が省令で定めた基準・単価の例による。

- ② 緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA、通所型サービスA)
- ・ 緩和した基準によるサービスの実施に当たっては、指定事業者によるサービス 提供と、委託によるものが想定される。

(指定事業者によるサービス提供)

- · 指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準はサービス内容に応じ市町村が定める。
- 具体的に考えられる基準の例については、訪問型サービス、通所型サービスについて、参考として、それぞれ表 15 のとおり示す。
 - ※ 指定事業者についても、総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、 市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定 する((4)サービスの基準を参照)。
 - ▶事故発生時の対応
 - ▶従事者又は従事者であった者による秘密保持
 - ▶従事者の清潔保持と健康状態の管理
 - ▶廃止・休止の届出と便宜の提供

(委託による実施:受託者が適合すべき基準)

- ・ 市町村が委託により実施するに当たって、市町村から委託を受けた受託者が適合すべき基準(「厚生労働省令で定める基準」)は、以下のとおり規定している。 (施行規則第140条の69)
 - ▶訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスは、サービス の実施に当たって、国で定める「必ず遵守すべき基準」に基づき、総合事業を 実施できること
 - ▶第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)を行う者は、地域包括 支援センターの設置者であること(指定居宅介護支援事業者への一部委託も可 能)
- 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、以下を規定している。(施行規則第140条の62の3第2項)
 - ▶事故発生時の対応
 - ▶従事者又は従事者であった者の秘密保持
 - ▶従業者の清潔保持と健康状態の管理
 - ▶廃止・休止の届出と便宜の提供
- ③ 住民主体による支援(訪問型サービスB、通所型サービスB)
- ・ ボランティアによる支援については、その自主性等にかんがみ、主に補助(助成)によることを想定している。その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、「必ず遵守すべき基準」※に基づき実施することを想定している(表 14)。(施行規則第 140 の 62 の 3 第 2 項)
 - ※ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、前述のとおり。
- サービスの提供主体は補助(助成)を受ける事業者となるが、総合事業の実施 に当たっては、「必ず遵守すべき基準」に基づいて実施することが必要であること から、補助金(助成金)の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要

がある。

- ④ 保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス (訪問型サービス C)
- ・ 当該サービスも、市町村の地域の実情や考え方に応じて、実施されるものであり、その基準等についても市町村において独自に定める。国で定める「必ず遵守すべき基準」は、市町村がそれぞれに定める基準に含めて実施する。
- ・ 市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。委託による実施 における基準については、前述のとおり。また、直接実施においても同様であり、 総合事業として実施するためには、上述の「必ず遵守すべき基準」を満たすこと が必要となる。
- O なお、総合事業によるサービス提供に当たって、個人情報の保護という観点から、総合事業を実施する場合には、「従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること」とされている。そのため、市町村においては、当該基準を遵守するために、事業者等に対する委託契約や指定における基準、補助の条件として、当該基準を遵守することを定めることとなる。
- 予防給付においては、「従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」とされているが、当該規定は、指 定介護予防サービス事業者に対して遵守すべき基準として課せられているもので あり、従業者が個人情報を漏洩した場合も、あくまでも事業者の指定が取り消さ れるだけであり、その従業者に対して罰則等が課せられるものではない。

この点、予防給付も総合事業も同様であり、サービスを提供する事業者等は、 サービスに従事する者との契約により、個人情報が漏洩しないよう担保するもの である。

- (5) 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和
- 総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けている。

(現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスと一体的に実施する場合)

▶ 従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、改正法第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める第一号訪問事業又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。

(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合)

プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、 要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする。

		訪問型サービスと訪問介護	藤を一体的に実施する場合の介護給付 の	D基準
		現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様) と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす・管理者※1 常勤・専従 1 以上・訪問介護員等 常勤・験算 2.5 以上 [資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修 7 者]・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 [資格要件:介護福祉士、実務者研修修 7 者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修 7 者]※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。※2 一部非常勤職員も可能。 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上サービス提供責任者 3人以上	○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護絡付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分)・管理者※1 常勤・専従1以上・訪問介護員等 常勤換算2.5以上「資格要件・が護福社土・介護職員初任者研修等修了者]・サービス提供責任者常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3「資格学・が護福社・、東務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した・が護職員初任者研修等修了者」※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。※2 一部非常勤職員も可能。※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。 [例]利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合訪問介護員等 常勤換算2.5人以上サービス提供責任者 1人以上+必要数(市町村の判断)	○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は支障が ない場合、同一敷地内の他事業所等の 職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職 員が活動に関与することは可能。
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要	な設備・備品	
	運営		提供拒否の禁止 事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

(注)介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

	く参考に	考>							
		現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)					
	一本内に丁う場合の方明型力	○要支援者と要介護者を合わせ上数で介護給付の基準を満たす・管理者※1 常勤・専従1以上・訪問介護員等 常勤嫌算2 5以上・訪問介護員等 常勤嫌算2 5以上 「資格要件・介護福出土・介護職員が任者研修等修了者]・サービス提供責任者 常勤の訪問り、護員等のうち、利用者40人に対して1人以上※2 「資格要件・介護福出土・実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者」。 ※1 支助が払い場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常財職員も可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 [資格要件・介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者] ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 [資格要件・従事者に同じ] ※ 支跡がよい場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	•従事者 必要数					
型サービスの基準	[備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品					
	えのま	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者とは従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供					

⁽注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合)に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との兼務が可能

	通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準							
		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施				
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	〇現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)・管理者※ 常勤・専徒!以上・生活相談員・専徒!以上・介護職員 平15人・ 専徒!以上・介護職員 下15人 東徒!以上・15人 利用者1人に専徒02以上(生活相談員・介護職員の!以上は常勤)・機能訓練指導員 1以上 ※ 支膊かは、場合、他の職務、同一般地内の他事業所等の職務に従事可能。【例利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合一介護職員 4人以上	○従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分)・管理者※ 常勤・専従1以上・・看護職員 専従1以上・・介護職員 本(15人 専従1以上・・介護職員 本(15人 専従1以上・・介護職員・介護職員の1以上は常勤・・機能割線・拾澤員 1以上・・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合・一介護職員 2人以上+必要数(市両村の判断)	○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事 可能。				
介護給付の基準	設備	〇現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	を満たす	また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。				
ľ	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発						
	備考		〇要介護者の処遇に影響がよい範囲で、事業所のスペー スを活用することはできる。					

(注)介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

	(注) //護術的にあける事業者による廃止。特定の適由と使其の提供については、非該体験法第74条第9項に規定。 〈参考〉							
		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した <u>基準</u> によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)				
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	人員	〇現行と同様、従事者が専従要件を満さしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満さす(波線部分) ・管理者※ 常勤・専従!以上・生活相談員 専従!以上・15人 専従!以上・15人 専従!以上・15人 専従!以上・15人 専従!以上・15人 専従!以上・15人 専従!以上・15人 東従!以上・15人 東従!以上・15人 東接!以上・15人 東接!	〇従事者が専従要件を満たしているとみなし(波線部分) ・管理者※ 専従・以上 ・従事者 ~15人 専従・以上 15人~ 利用者・人に必要数 ※支韓がない場合、他の職務、同一数地外の他事業所等の職務に従事可能。	•従事者 必要数				
		○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす・食堂・機能削減室(3㎡×利用定員以上)・ ・養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品	〇現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を 満たす ・サービスを提供するために必要な場所(3m'×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品				
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と時報)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供				

⁽注)通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一敷地内で行う場合(小規模多機能、特養等の空きスペースの活用等)においては、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合)に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能

(6) 単価等

(総合事業によるサービスの内容)

- 総合事業は、市町村が要支援者に対して、
 - ①現行の訪問介護、通所介護に相当するサービス
 - ②緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA、通所型サービスA)
 - ③住民主体による支援(訪問型サービスB、通所型サービスB)
 - ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型サービスC、通所型サービスC)

などの多様な主体による多様なサービスの提供を可能とするものであり、そのサービス内容に応じた単価設定が基本であるが、それぞれの単価の設定について考え方を整理する。

(現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス)

- 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供(第1号事業支給費の支給)により、 事業を実施する。
- 〇 第1号事業支給費の額(サービス単価)については、厚生労働省令により、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を上限として、個別の額(サービス単価)を定めることと規定している。(施行規則第140条の63の2第1項) ※ 国が定める上限は、単位で規定。
- 〇 市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること、設定する人員基準、運営基準等の内容等を勘案し、地域の実情に応じつつ、国が定める額(予防給付と同じ額)を上限としつつ、ふさわしい単価を定めることが望ましい。(施行規則第140条の63の2第2項)
- 〇 単価は、月当たりの包括単価とする場合の他、利用1回ごとの出来高で定めることができるが、この場合、月の合計額が包括単価以下となるようにする。
- 加算については、地域の実情に応じて、市町村が定めることが可能であるが、 総合事業の効率的な実施の観点から、市町村は、加算を定めた結果、国が定める 単価の上限額を超過することがないようにする。ただし、国が定めている加算に ついては、その範囲において単価の上限額を超過することができる。
- また、限度額管理外とする加算については、国において定められている加算(中山間地域の小規模事業所に対する加算や特別地域加算、処遇改善加算等)のみ、 その範囲内で定めることができるものとする。

(緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA、通所型サービスA): 指定事業者によるサービス提供によるもの)

- 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供(第1号事業支給費の支給)により、事業を実施する。
- 〇 第1号事業支給費の額(サービス単価)については厚生労働省令により、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を下回る額を個別の額(サービス

単価)として定めることと規定しており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定める。

〇 単価は、月当たりの包括単価、利用1回ごとの出来高のいずれも可能である。

(その他の訪問型サービス・通所型サービス)

- 上記以外のものについては、委託の場合の単価設定、あるいは補助における補助単価の設定ということになる。
- 委託の場合の単価については、必ずしも市町村において要支援者個々人に対する個別のサービス単価を設定するものではないことが多いと考えられるため、指定事業者の場合に国が定める上限単価と厳密に比較することになじまないが、事業の実施に当たって、市町村は、利用者一人当たりに要する費用が国が定める上限単価を上回らないよう事業を計画して実施する(参加者が予定より少なかった等により、結果的に利用者一人当たりに要する費用が国が定める上限単価を上回ることは生じうる)。
- ただし、保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスについては、医療・保健の専門職が関与するものであることから、この限りではない※。
 - ※ ただし、そのような保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスは、 事業の効果的かつ効率的な実施という観点から、3~6ヶ月等の期間を限定して実施されるべきも のである。
- また、補助(助成)の方式により事業実施するものについては、支援の内容に 応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。

(その他の生活支援サービス)

- 〇 単価は、サービス内容等に応じて、市町村が定めるものとする。
- また、補助(助成)の方式により事業実施するものについては、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。

(介護予防ケアマネジメント)

○ 介護予防ケアマネジメントは、直接実施又は委託により実施するものとされていることから、前述のとおり、サービス単価を設定するということは必ずしも生じないが、介護予防ケアマネジメントは要支援者等の個人に対する個別のサービスであることから、委託に当たっては、1件当たりの単価を設定することとし、その単価については、提供する内容等に応じて、予防給付の報酬単価以下の単価を市町村が定める。

(1単位当たりの単価設定)

- 〇 給付においては、1単位10円を基本としつつ、事業所の所在する市町村の地域 区分や各サービスの人件費割合に応じて、各サービスごとに、10円から11.40円 までの間で、1単位当たりの単価が設定されている。
- 総合事業については、市町村において、訪問型サービスについては介護給付の

訪問介護の単価、通所型サービスについては介護給付の通所介護の単価を設定する(例えば、3級地ではそれぞれ11.05円、10.68円)。しかし、介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の訪問型サービス及び通所型サービスについては、市町村の判断により、10円の単価を用いることもできるものとする。

〇 一方、その他の生活支援サービスについては、市町村が、そのサービスの内容に応じて設定することができる。そのため、例えば、3級地の市町村においては、1単位当たりの単価を10円、10.68円、10.83円、11.05円から選択することができる。

表 16 単位当たり単価

		1級地	2 級地	3 級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗t	性割合	20%	16%	15%	12%	10%	6 %	3 %	0 %
1 //L ##	70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
人件費 割合	5 5 %	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	4 5 %	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

人件費割合70%の サービス	訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回・随時対応型 訪問介護看護/夜間対応型訪問介護
人件費割合55%の サービス	訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護
人件費割合45%の サービス	通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護